

# 授業料の免除・徴収猶予申請について

2024年度前期授業料の免除及び徴収猶予の希望者（能登半島地震で被災した世帯の学生）は、下記期間内に学生支援部門に申請してください。申請書は学生支援部門窓口、YPUポータル、大学ホームページから入手できます。

**申請期間 3月11日(月)～4月4日(木)17時厳守**

**提出場所 学生支援部門窓口（郵送可）**

## ● 授業料の免除とは

学業成績が優秀でかつ経済的な理由により、授業料の納付が著しく困難な学生に対し、申請により授業料を一定額免除する制度です。

## ● 授業料の徴収猶予とは

経済的な理由及びその他やむを得ない理由により、授業料を納付期限までに納めることができない学生に対し、申請により納付期限を延長する制度です。

■いずれも審査がありますので、必ずしも認められるわけではありません。

※詳しくは、学生支援部門にお問い合わせください。

<学生支援部門>

TEL：083-929-6507

MAIL：gakuseik@yamaguchi-pu.ac.jp（担当：高夫）

授業料免除・徴収猶予を希望する学生は、必ず、上記の申請期間に各自当てはまる申請書と必要書類を提出してください。

| 区分           | 提出物   |
|--------------|---|
| (1) 授業料免除希望者 | 授業料免除及び徴収猶予申請書（従来制度）、り災証明書<br>※従来の大学独自の制度対象者は、追加書類の提出があります（2024年6月中旬～7月中旬予定）。 |
| (2) 徴収猶予希望者  | 別紙「授業料徴収猶予申請について」記載の必要書類  |

\* ) 修学支援新制度で給付型奨学金奨学生に既に採用されている場合は対象になりません。